

議案第 8 1 号

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏による印鑑の登録及びその証明について定めるとともに、多機能端末機の設置主体として区を追加し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及びその」に改める。

第3条第1項中「区の」を「区が備える」に改める。

第5条第1項中「当該登録申請者」を「登録申請者」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第4項中「当該申請の」を削る。

第6条中「または」を「又は」に改める。

第7条第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13第1項に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「各一部」の次に「、旧氏及び名の各一部」を加える。

第8条第3号中「住民基本台帳」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票」に、「通称が記録されて」を「通称の記録がされて」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第9条第1項中「または」を「又は」に改める。

第10条中「汚損又はき損した」を「汚損し、又は損傷した」に改める。

第15条第5号中「氏、」を「氏（住民票に記録がされている旧氏を含む。）、」に改める。

第19条の2中「民間事業者」を「区又は民間事業者」に改める。

第20条第1項中「および」を「及びその」に改め、同条第2項及び第3項中「または文書もしくは」を「又は文書若しくは」に改める。

第21条中「および」を「及びその」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定、第8条第3号の改正規定及び第15条第5号の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。